

障害福祉計画策定における国の基本指針の改正について

1. 基本指針とは

平成 26 年 5 月、厚生労働省は、都道府県・市区町村が第 4 期障害福祉計画を策定するにあたり配慮されるべき事項を示した「基本指針」（正式名称：「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）の一部改正を示しました。

この指針は、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

文京区においても、この基本指針を踏まえて障害福祉計画（障害者計画）を策定していきます。

2. 第 4 期計画に係る基本指針の主な内容

◆障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業（市町村や都道府県が実施する事業）の提供体制の確保にかかる目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、GH、一般住宅等に移行する者の数を見込む。その上で、29 年度末における地域生活に移行者の目標値を設定する。

②入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、「入院後三か月時点の退院率」、「入院後一年時点の退院率」、「長期在院者数（入院期間が一年以上）」に関する目標値を設定する。（ただし、目標値は都道府県のみ設定）

③地域生活支援拠点等の整備（新規）

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制作り等）の集約等を行う拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。

④福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。

⇒上記 4 つの目標を「成果目標」として設定し、これらの目標を達成するため、「活動指標」を計画に見込む。（別紙 1 参照）

⇒各成果目標の具体的な目標値の設定については、別紙 2 のとおり

◆その他盛り込むべき事項

- ・障害児支援体制の整備
- ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等（いずれも新規）

◆計画の作成プロセスに関する事項：PDCA サイクルの導入

「成果目標」、「活動指標」については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策および関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析及び評価を行うこと。必要がある認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じることが適当である。